

N E D O 第5期中長期目標の変更（案） について

令和6年6月

産業技術環境局 総務課 産業技術法人室

NEDO第5期中長期目標（令和5年度から令和9年度）の概要

（令和5年3月策定）

【第5期におけるNEDOのミッション】

- 一 高度な研究開発マネジメントの実施による研究開発成果の創出とその成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援するなど、研究開発を通じたイノベーション創出に貢献する。
- 二 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援を推進する。
- 三 戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発やイノベーション政策等の企画・立案に貢献するため、NEDOの技術インテリジェンス機能を強化。

研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1.研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

- （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施
- （2）国際実証・国際共同研究事業の実施
- （3）特定公募型研究開発業務（基金事業）の実施
- （4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等
- （5）各事業における技術流出の防止

2.研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

- （1）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成
- （2）関係機関とのネットワーク構築
- （3）特定公募型研究開発業務（基金事業）の実施

3.政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

- （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能
- （2）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献

基金事業の適切な管理・執行

- ・8基金、総額約5.7兆円規模(令和4年度末)に達する基金事業の適切な管理・執行

業務運営の効率化／財務内容の改善／その他重要事項

- ・柔軟で効率的な業務推進体制の構築、業務の効率化、基金事業執行体制整備
- ・一般管理費及び業務経費について、前年度比1.10%の効率化。
- ・職員の能力開発、コンプライアンスの推進。
- ・DXの取組強化、財務内容の改善、情報セキュリティ対策。

第5期中長期目標の主な変更内容

1. グリーントランスフォーメーション（GX）を巡る最新動向の反映

- 令和5年2月のGX基本方針（令和5年2月閣議決定）以降、GXを巡る法制度、GX推進に係る各種の政府決定など、GXを巡る動向が進展。
 - NEDOは、グリーンイノベーション基金事業を始めとしたGX関連の研究開発プロジェクトの推進を担っているなど、政府のGX施策実施機関として重要な組織のためGXを巡る最新動向を反映。
- ⇒「Ⅰ. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」に追記

2. 産業競争力強化法の改正によりNEDOに追加された2つの業務の追記

- 産業競争力強化法の改正（令和6年6月法律第45号）に伴い、①ディープテック・スタートアップの事業開発活動への支援、②技術戦略の策定等で得られた知見による助言業務を追加。
- ⇒ ①は「2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」に追記
②は「3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」に追記

3. 研究セキュリティ・インテグリティへの対応の明記

- 内閣府より令和6年3月末に示された研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する方針に加え、セキュリティ・クリアランス法に基づく適合事業者がNEDOに該当する可能性や、経済安全保障上の重要技術を育成する事業、重要物資の国内生産能力を増強する生産設備支援事業等に既にNEDOが関与していることを踏まえ、中長期目標中に追記。
- ⇒「1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」の関連部分を修正

参考

第5期中長期目標の変更内容

1. グリーントランスフォーメーション（GX）を巡る最新動向の反映。

- 令和5年2月のGX基本方針（令和5年2月閣議決定）以降、GXを巡る法制度、GX推進に係る各種の政府決定など、GXを巡る動向が進展。
- NEDOは、グリーンイノベーション基金事業を始めとしたGX関連の研究開発プロジェクトの推進を担っているなど、政府のGX施策実施機関として重要な組織。
- 令和5年3月にNEDO第5期中長期目標を策定したところであるが、こうしたGXを巡る最新動向を反映できていないため、今回、反映を行う。

GXを巡る動向

- 令和5年2月 GX実現に向けた基本方針（閣議決定）
 - ・ エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組
 - ・ 「成長指向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行
- 令和5年5月 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）成立
 - ・ 脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）の発行・償還
 - ・ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）の設立 等
- 令和5年7月 GX推進戦略（閣議決定）
- 令和5年12月 「分野別投資戦略」の取りまとめ・公表

新旧対照表

新	旧
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション) 1. 政策体系におけるNEDOの位置付け (前略) さらに「スタートアップ育成5か年計画(2022年11月)」として、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を3本柱として推進する政策の全体像を示している。 <u>加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換すること等を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素化の3つを同時に実現することを目指すグリーントランスフォーメーション(GX)の実行の流れが加速化している。GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)の決定・公表、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。)の公布・施行、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定)、分野別投資戦略(令和5年12月22日経済産業省公表)が決定・公表されており、今後10年程度のGXの方針が示されている。</u> このような中で、NEDOには、エネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策の実施を担う重要な国立研究開発法人として、これまで組織として培ってきた知見やノウハウ、ネットワーク等を更に強化・活用し、政府と産業界との間に立って、以下に掲げるミッション、ひいては、エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化といった大目的への貢献がこれまで以上に期待される。	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション) 1. 政策体系におけるNEDOの位置付け (前略) さらに「スタートアップ育成5か年計画(2022年11月)」として、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を3本柱として推進する政策の全体像を示している。 このような中で、NEDOには、エネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策の実施を担う重要な国立研究開発法人として、これまで組織として培ってきた知見やノウハウ、ネットワーク等を更に強化・活用し、政府と産業界との間に立って、以下に掲げるミッション、ひいては、エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化といった大目的への貢献がこれまで以上に期待される。

2.『新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律』（令和6年6月法律第45号）の成立によりNEDOに2つの業務が追加。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※産業競争力強化法（産競法）、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（INPIT法）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）

背景

- ✓ 我が国経済では、地政学的リスクの拡大といったマクロ環境の変化と、気候変動やデジタル化といった人類や社会の課題解決に資する大規模・長期・計画的な支援を行う新たな産業政策（経済産業政策の新機軸）により、**30年ぶりの高水準の賃上げ・国内投資という「潮目の変化」**が生じている。
- ✓ 足下のインフレは輸入物価上昇を中心とするインフレだが、**こうした潮目の変化を持続化することで賃上げ・経済活性化を伴うインフレとなるよう、国内投資により供給力を強化し、日本経済を成長軌道に乗せていくため、「戦略的国内投資の拡大」と「国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進」といった新機軸の取組強化を通じて、我が国経済の構造改革を実現することが必要。**

法律の概要

1. 戦略的国内投資の拡大に向けて、戦略分野への投資・生産に対する大規模・長期の税制措置及び研究開発拠点としての立地競争力を強化する税制措置を講じる。
2. 国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進に向けて、我が国経済のけん引役である中堅企業・スタートアップへの集中支援等の措置を講じる。

1. 戦略的国内投資の拡大

- ① 国際競争に対応して内外の市場を獲得すること等が特に求められる商品を定義し（電気自動車等、グリーンスクール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体）、これを生産・販売する計画を主務大臣が認定した場合、以下を措置
 - **戦略分野国内生産促進税制**（物資毎の生産・販売量に応じた税額控除）
 - EV40万円/台、グリーンスクール2万円/トン等の生産・販売量に応じた税額控除
 - 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）
- ② 政府が事業活動における知的財産等の活用状況を調査できる規定を新設し、一定の知的財産を用いていることを確認できた場合には以下を措置
 - **イノベーション拠点税制**（イノベーションボックス税制）
 - 対象知財：国内で自ら研究開発して生み出した、特許権及びAI関連ソフトウェアの著作権
 - 対象所得：対象知財のライセンス所得及び譲渡所得
 - 30%の所得控除（法人実効税率ベースでは、29.74%を約20%相当まで引下げ）

2. 国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進

（1）中堅企業関連措置

- ③ 常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者除く）を「**中堅企業者**」、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「**特定中堅企業者**」と定義。
特定中堅企業者等について、成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定し、以下を措置
 - **中堅・中小グループ化税制**（特定中堅企業者又は中小企業者が、複数回のM&Aを行う場合の税制優遇）
 - 株式取得価額の最大100%・10年間、損失準備金として積立可能に
 - 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援（ツーステップローン）
 - 知財管理に関するINPITの助成・助言 等
- ※別途、**特定中堅企業者が地域未来投資促進法の計画承認を受けた場合に、設備投資減税を拡充**（最大6%の税額控除 ※現行は最大5%）

（2）スタートアップ企業関連措置

- ④ **産業革新投資機構（JIC）**が有価証券等の処分を行う期限を**2050年3月末までに延長**（現在の期限は2034年3月末）
- ⑤ NEDOによる**ディープテック・スタートアップの事業開発活動への補助業務の追加**
- ⑥ **LPS（投資事業有限責任組合）**の取得可能資産への**暗号資産の追加** 等
- ⑦ **スタートアップがストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組み（ストックオプション・プール）の整備**（株主総会から取締役会に委任できる内容・期間を拡大）

☞追加業務 1

（3）企業横断的措置

- ⑧ **企業・大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画を主務大臣が認定し、INPIT・NEDOが助言**

☞追加業務 2

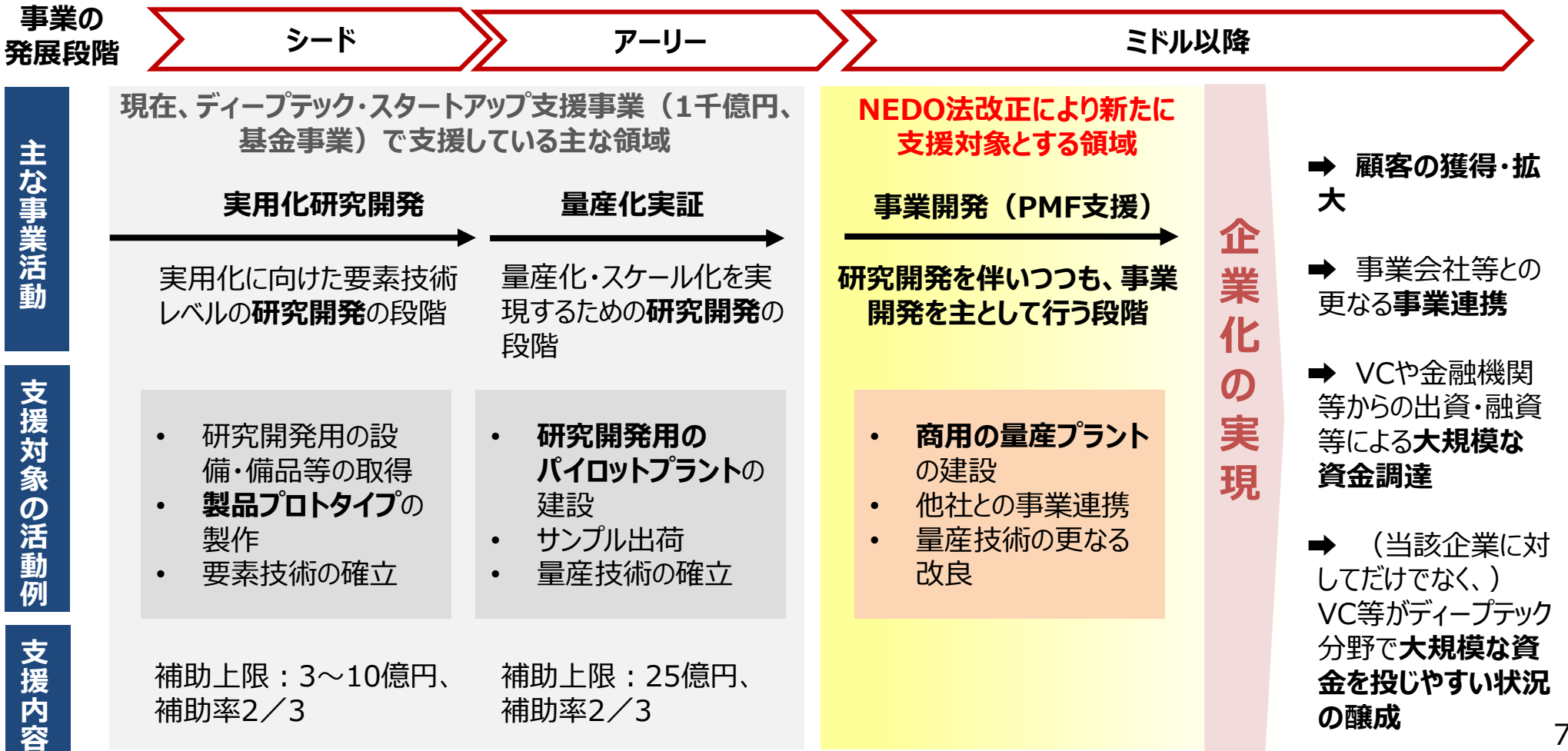
※その他、事業適応計画における成長発展事業適応の廃止や特定新事業開拓投資事業計画の廃止等の措置を講ずる。

※産競法については、平成25年制定時に規定された同法第23条第5項第4号及び平成30年改正時に改正された同法第107条第1項について、表現の適正化を行う。

追加業務 1 の概要：ディープテック・スタートアップの事業開発活動への支援

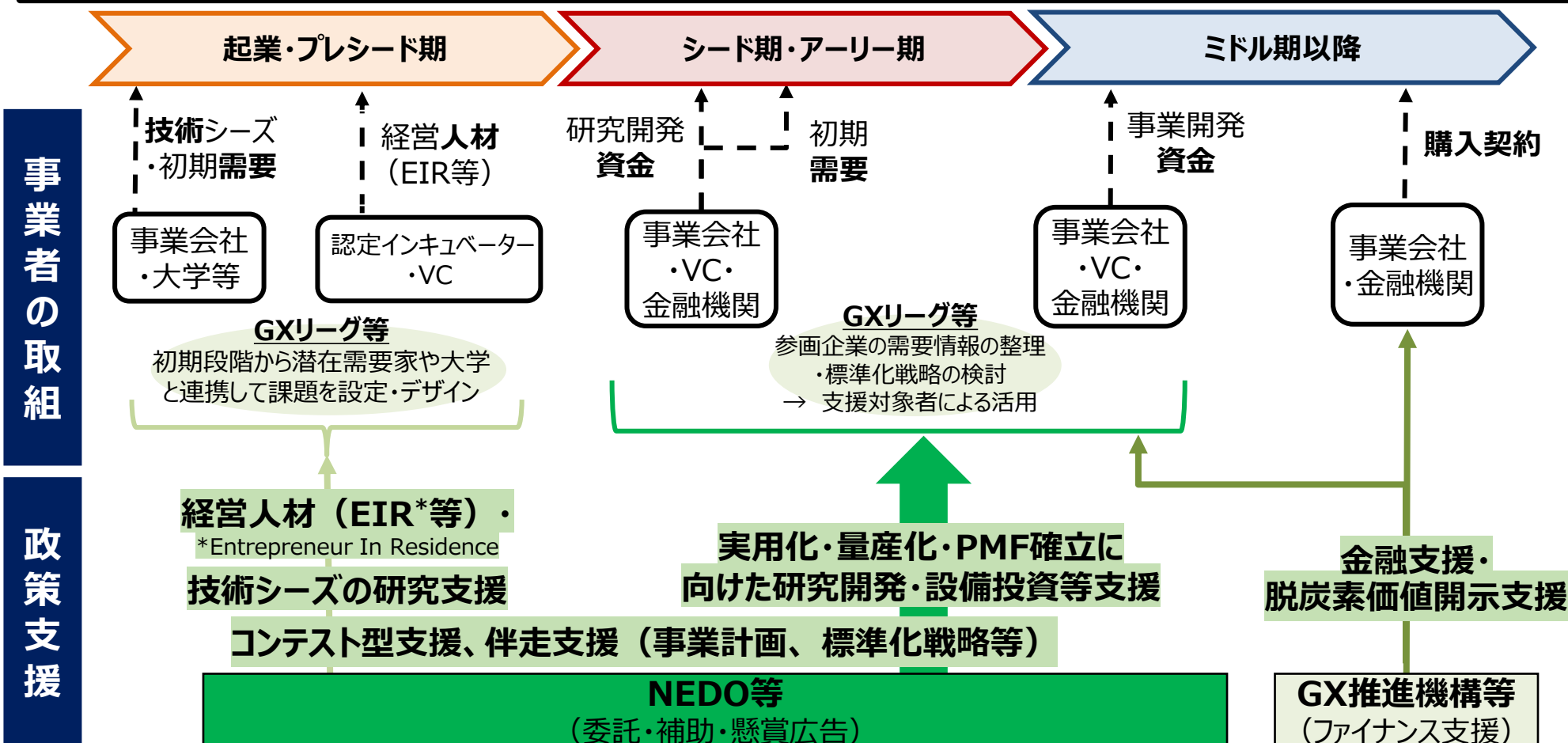
- NEDOを通じたディープテック・スタートアップ支援において、これまで**研究開発**を支援。
- 今般の法改正により、**事業開発（商用設備投資等）**を通じた**企業化の実現まで支援**を可能とし、スタートアップの革新的な技術の事業化・社会実装を一層強力に促進。

（支援対象領域のイメージ） ※PMF（プロダクト・マーケット・フィット）：製品・サービスが市場に適合し、事業として成立すること



(参考) GX関連分野のスタートアップ支援策の全体像

- 研究開発終了後、大規模受注に至るまでには、**需要開拓・資金調達**の面で大きな壁が存在。「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、スタートアップを活用し、**我が国が誇る幅広い技術の早期実装**を国内外で促進。
- 具体的には、従来のスタートアップ支援策を抜本強化し、今後5年間で2,000億規模の支援を措置。
 - ① 既存の研究開発段階における支援と一体的に**設備投資段階の投資を支援**
 - ② GXリーグでSU製品サービスへの需要関心情報の整理、**参画企業と連携した需要開拓**を支援
 - ③ 海外で多用されるベンチャーデット等の普及に向け、GX推進機構による債務保証等の金融支援を措置



(参考) GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業

令和6年度予算額 410億円 (新規)

産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課
環境政策課

事業の内容

事業目的

G X 分野における日本の関連技術ポテンシャルは大きいとの分析もある中、ポテンシャルを最大限活用・発展させることで、競争力強化と排出削減を追求。

一方、日本は、GX分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況。より幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点から、スタートアップの活用が重要。

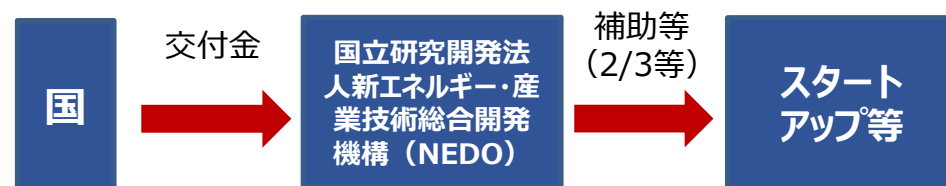
G X 分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアップが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面・資金調達面での大きな壁が存在。

こうした課題を解消し、「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、スタートアップを活用することで、G X 関連技術の早期実装を強力に後押しする。

事業概要

本事業では、技術及び事業の確立までに多くの課題を抱えるGX分野のディープテック・スタートアップ等を対象に、創業前段階から事業拡大段階において、研究開発や設備投資等を始めとする起業・事業成長に必要な支援を複数年度にわたって実施する。その際、GXリーグとの連携による需要開拓も一体的に実施していく。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

G X 分野のスタートアップの事業成長を加速させることを成果目標とする。

短期的には、支援終了後 1 年以内に、次シリーズでの資金調達を実施した者の割合を 5 割を目指す。

中期的には、資金調達にとどまらないより野心的な成果を追求し、大規模商用生産等の開始、取引所上場・買収等に至ることを目指す。長期的には排出削減・経済成長を同時に実現する G X の推進及び世界に冠たる G X スタートアップ・エコシステムの創出・発展を目指す。

新旧対照表

新	旧
2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 (1)イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 (前略) 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 <u>また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年6月7日法律第45号)により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。)が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ(以下「ディープテック・スタートアップ」という。)の事業開発活動への補助業務が追加された⁵(NEDO法第15条第3号の2)。本補助業務はGXを対象に実施することとし、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済移行債を財源とするNEDOへの運営費交付金を活用して、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を本補助業務も含めて行うものとする。</u> 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題(特に中長期的な社会課題)の解決に貢献するもの。 5 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル(VC)等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制(当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。)及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 (1)イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 (前略) 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。

追加業務 2 : NEDO助言業務の概要

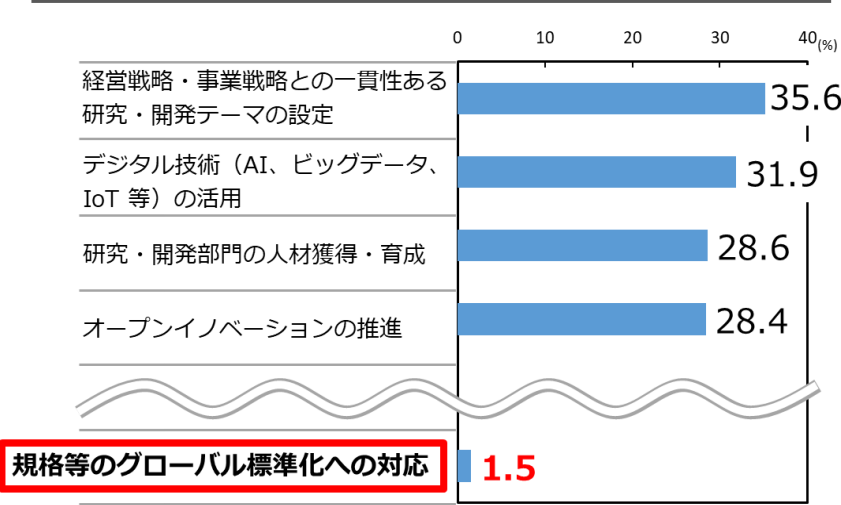
- 標準化や知的財産によるルール形成競争が国際的に活発化する一方で、日本の企業や大学等の研究機関は、標準化や知的財産を一体的に活用した戦略（オープン＆クローズ戦略）を、十分に構築・活用できていない。
- このため、産業競争力強化法において、企業と大学等が共同で実施する研究開発について、標準化と知的財産を一体的に活用する戦略（オープン＆クローズ戦略）の策定・活用を促進するための計画認定制度（特定新需要開拓事業計画）等を創設。認定した企業・大学等の活動に対して、INPIT、NEDOによる助言を措置する。
- これにより、研究開発成果の社会実装・市場化を推進し、企業の収益力の向上につなげる。

大学発SUから見た課題（アンケート結果）

- ✓ 大学発特許を活用しているが、知財戦略・財源の不足により外国出願が十分カバーされていなかった。
- ✓ 大学からの特許実施許諾に係る対象エリアが日本だけに限定されているものもあり、もっと先を見越した特許戦略が必要だった。
- ✓ 当社は大学発ベンチャーであるため出願は大学が主体となることがあるが、権利を譲り受けても権利範囲や各国移行が不十分である。

（出所）スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書（令和3年度）（経済産業省一部加工）

企業の研究開発領域で重視されている要素



（出所）一般社団法人日本能率協会（JMA）「日本企業の経営課題2021」（経済産業省一部加工）

➤ 本助言業務の追加を中長期目標に記載するとともに、毎年度、本追加業務を適切に評価できるようにするための変更を行う。

新旧対照表

新	旧
3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 (略) 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、TSCは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則、これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策(研究開発プロジェクト構想を含む)の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。 <u>さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年6月7日法律第45号)によるNEDO法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務(NEDO法第15条第8号の2)について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン＆クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、NEDOのオープン＆クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。</u> <u>なお</u>、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 (略) <u>(定量指標)</u> <u>指標 3.-1</u> [削除] [記載場所移動] 外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、<u>③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点</u>で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 (1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 (略) 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、TSCは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則、これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策(研究開発プロジェクト構想を含む)の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。 「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 (略) <u>○数値目標 3.-1</u> <u>【目標】「基幹目標」</u> <u>TSCを中心として、国内外の研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を目標として設定する。</u> <u>具体的には</u>、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、<u>③活動の成果の発信の3つの観点</u>で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

(参考) 『新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律』 (令和6年6月法律第45号) の成立により N E D O 法に追加された条文

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 (平成14年法律第145号) (抄)

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術 (原子力に係るものを除く。) であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ～ニ (略)

二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術 (原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。) に関する研究開発を行うこと (前号に掲げるものを除く。)

三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

三の二 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付 (革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成果発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。) を行うこと。

四～八 (略)

八の二 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) 第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。

八の三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) 第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

九～十五 (略)

○産業競争力強化法 (平成25年法律第98号) (抄)

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務)

第二十一条の十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行う。

3.研究セキュリティ・インテグリティの一層の強化等

- 昨年度、国立研究開発法人において機密情報の漏洩やサイバー攻撃を受けていたことが判明する事案が発生しており、国立研究開発法人における研究セキュリティ・インテグリティの一層の強化が必要。
- 内閣府が『国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日各府省申し合わせ）』を取りまとめて公表しているところ、同申し合わせにおいて、研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する今後の取組の方向性が示されるとともに、国立研究開発法人の中長期目標・中長期計画に明確に位置付けるとされている。
- また、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年5月法律第27号。以下「セキュリティ・クリアランス法」という。）が成立。セキュリティ・クリアランス法に基づく適合事業者にNEDOが該当する可能性があるため、今後の法施行を見据えた対応が求められる。
- 加えて、既にNEDOが業務として実施している経済安全保障上の重要技術を育成する事業や経済安全保障上、重要な物資の国内生産能力を増強する生産設備支援事業等に関して、必要な技術情報の収集やプロジェクト等の執行を通じた政策貢献等が求められている状況。
- こうした状況の変化を踏まえ、中長期目標中の「（５）各事業における技術流出の防止」との項目名を「（５）研究セキュリティ・インテグリティの確保及び経済安全保障関連業務の着実な実施」に変更し、上記の求められる取組内容を追記する必要がある。
- 加えて、これらの取組状況を毎年度、適切に評価できるようにするための変更を行う。

国研の機能強化に向けた取り組みの必要性

国立研究開発法人（国研）



我が国の科学技術・イノベーションを支え、国家的重要課題に戦略的に対応していくための中核的な機関

喫緊の課題：研究力およびイノベーション創出力の強化



国内外から優秀な人材の獲得



国際共同研究等、オープンイノベーションの活性化

【問題意識】



しかしながら、各国研においては、現在、以下のような問題意識が顕在化。

- ・ **民間企業や外国の研究機関との人材確保競争の激化**
- ・ 基金等を含めた新たな業務の増加等に伴う、**研究マネジメント業務等を担う人材（PM人材）の不足**
- ・ 企業との共同研究等の成果の**社会実装の推進**



そうした中で、

- ・ **産総研の外国籍研究者による機密情報の漏えい事案**が発生（令和5年6月）
 - ・ **JAXAに対するサイバー攻撃**が行われていたことが判明（令和5年11月）
- するなど、国研における**研究セキュリティ・インテグリティの一層の強化**が必要

【内閣府での検討】



内閣府では、令和5年2月のCSTI本会議における総理指示を踏まえ、各法人からのヒアリングやFA理事長会合、国立研究開発法人協議会（「国研協」）との意見交換等を行いながら、検討を進めてきた。

総理指示：「…三つ目は、公的研究機関や資金配分機関の機能強化。気候変動や安全保障をはじめとする、待ったなしの国家的課題を解決するためには、政府の大規模投資も活用しつつ、大学や企業、研究機関の技術や設備・人材などのリソースをつなげ、技術を早期に社会実装していく必要がある。そのハブとなるべき、公的研究機関や資金配分機関について、**組織横断的な業務の一体化や、共同研究の活性化、人材の流動性促進のための方策を2023年度内に具体化**する。」

研究セキュリティ(R/S)・インテグリティ(R/I)の確保・徹底

- 高度な研究を行っていくには、多様なパートナーと国際共同研究を進めることが不可欠。その一方で、健全な研究環境の基盤が損なわれたり、研究者が意図せず利益相反等に陥る可能性を避けることも必要。
- 国研は国家的な重要課題に取り組むとともに、諸外国からの信頼を損なわないよう、各法人はR/S・R/Iに係る以下の取組を行う。特に、特定国立研究開発法人については全ての事項について早急に取り組む。
- R/S・R/Iの確保は、研究者が安心して研究できる環境を守るためにも不可欠。取組の実効性を高めるため、特定研究をはじめとして、国研の中長期目標・中長期計画においても明確に位置づける。
- 政府は、国研協と協力しつつ、ソフト・ハード両面から必要な支援を行う。

R/S・R/I確保の基盤となる取組



- ・ 組織横断的な体制整備、外部専門家によるチェック機能の確立、不審な動きの早期探知等の能動的なモニタリング、定期的な自己点検、動画の活用・教材の多言語化等について、国研協を通じて行う好事例の横展開も参照しながら、各法人が実情等を踏まえて徹底。
- ・ 国研協を通じた好事例のDB化等、オンラインプラットフォーム機能の拡充についても検討。

R/Iの確保に関する取組



- ・ 研究インテグリティに関するフォローアップ調査の結果等を踏まえ、不断の点検を行う。
- ・ 国研協において他の国研の好事例の共有・横展開を行う。

R/Sの確保に関する取組



厳格な安全保障貿易管理体制の構築

- ・ 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」に基づく機微技術の管理徹底、安全保障貿易管理に関するアドバイザー派遣事業等の活用などの取組を継続的に実施。

不正競争防止法による保護を見据えた秘密管理体制の徹底

- ・ 不競法の適用が可能となるよう管理対象情報を明確に区分。
- ・ 「営業秘密管理指針」や「大学における秘密情報の保護ハンドブック」等を参照して、情報管理を徹底。

情報セキュリティ対策の徹底

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、各研究機関等における情報セキュリティ対策を徹底
- ・ 不正アクセスや、大量データダウンロードの監視、クラウドサービスの導入など各国研で取り組んでいる事例も参照
- ・ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と協力し、サイバー攻撃に係る脅威情報の収集とその防御を推進。

(参考) 内閣官房ホームページ公表資料 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要)

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要

趣旨

経済活動に関し行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することが重要。

重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資する制度が必要。

概要

1. 重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報	重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（具体例：サイバー脅威対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
----------	---

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等当該情報の保護に関し必要な措置を講ずる。
- 指定の有効期限は5年以内。延長可能だが、原則30年を超えることはできない。

2. 重要経済安保情報の提供

- 行政機関の長は、
 - ・他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、重要経済安保情報を提供することが可能。
 - ・我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき等には、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする。
 - ・重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めたときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。

3. 重要経済安保情報の取扱者の制限

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。
- ※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

4. 適性評価

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施可能。
- 重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施。

5. 罰則

- 重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等を整備。

新旧対照表

新	旧
(5) <u>研究セキュリティ・インテグリティの確保及び経済安全保障関連業務の着実な実施</u> 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、<u>研究セキュリティ・インテグリティ</u>の確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 <u>また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日関係府省申合せ）」を踏まえ、研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するとともに、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年5月17日法律第27号）を踏まえた対応についても実施していくこととする。</u> <u>さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述3.(1)に記載するTSCを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行うものとする。</u> (略) なお、NEDOが上記(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、<u>また、(4)及び(5)の取組を着実に行うこと</u>を目的として、以下のとおり<u>定量指標</u>を設定する。	(5) <u>各事業における技術流出の防止</u> 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、<u>研究インテグリティ</u>の確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 (略) なお、NEDOが上記(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すことを目的として、以下のとおり<u>数値目標</u>を設定する。

4.その他の変更点

- 経済産業省所管の独立行政法人の目標設定については、できるだけ定量的な指標を設定し、業務実績がその定量的な指標を上回っているかどうかに基づいた業績評価を実施することとしている。
- NEDOの第5期中長期目標については、NEDO以外の経済産業省所管独立行政法人の目標における指標の内容、その指標の考え方、重要度・困難度に関する記載について、レイアウトの平仄に違いがある状況。このため、経済産業省所管の他独立行政法人との記載の平仄を合わせる変更を行う（指標の内容に変更はない）。
- また、NEDO内の組織変更に伴う部署名の名称変更や基金予算総額について時点修正を行うなど、修正が必要な部分について変更を行う。

(参考) 指標の記載レイアウト変更

現行の記載レイアウト

<指標 1>

○指標設定の考え方及び指標の内容

○数値目標の重要度及び困難度

<指標 2>

○指標設定の考え方及び指標の内容



指標毎の記載ではなく下記の記載順に変更

- ・指標の内容
- ・指標の考え方
- ・指標の重要度
- ・指標の困難度

変更後のレイアウト

<指標の内容>

指標 1

指標 2

<指標の考え方>

指標 1

指標 2

<指標の重要度>

指標 1

<指標の困難度>

指標 1